

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業

建替え工事助成制度 ご利用の手引き (戸建て住宅版)



目次

	ページ
1 建替え助成の流れ	1
2 申請の前にご確認ください	2
3 申請手続きについて	3
(1) 申請前の手続き	3
(2) 助成金の交付申請手続き	4
(3) 辞退・変更について	5
4 よくあるご質問	6
5 記入例・様式	

—ご案内—

本事業に関する要綱及び申請書類等は、下記のさいたま市ホームページからダウンロードできるほか、建築総務課で配布しています。また、本助成制度は、「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱」及び「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の取扱い」に基づき助成するものです。詳細につきましては、本要綱をご確認いただきますようお願いします。

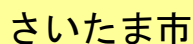
●耐震補強等助成事業(戸建住宅の建替え工事)

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p022086.html>

こちらの QR コードからアクセスできます。→



1



事前相談・制度案内

耐震の相談

助成の受付

- ・耐震診断助成制度
- ・木造住宅耐震診断員派遣制度

耐震診断を実施

**耐震診断資格者（木造）
建築士事務所に所属する
建築士（非木造）**

耐震補強助成制度

- ・耐震補強工事の助成
- ・耐震シェルター等の設置補助（木造）

診斷結果

倒壊の可能性がある

倒壊の可能性が高い

上部構造評点又は

- 木造：Iw 值 0.7 未滿相当
- 非木造：Is 值 0.3 未滿相当

建替えの検討

設計者（建築士事務所）
建築設計の実施

さいたま市又は指定確認検査機関による建築確認

受付・審査

建替え工事助成金交付申請

⇒ P.4

助成金交付決定通知

除却工事の依頼

除却工事着手・完了

報告書の受理

除却工事完了報告

除却工事終了後1カ月以内

⇒ P.4

建替え工事の着手・完了

さいたま市又は指定確認検査機関による完了検査

受付・審査

建替え工事実績報告

申請年度の1月31日まで

助成金額確定通知

受理

⇒ P.5

助成金の交付

請求書の提出

2

申請の前にご確認ください。

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた戸建て住宅※1で、耐震診断の結果、「倒壊の可能性が高い※2」と判定されたものが対象です。

※1 延べ面積の2分の1以上を住居としているもの（兼用住宅）を含みます
2戸の長屋で親族のみで居住するものを含みます

※2 木造住宅：上部構造評点、又はlw（構造耐震指標）の値が0.7未満相当
木造以外の住宅：ls（構造耐震指標）の値が0.3未満相当

耐震診断を行う者

木造の住宅の場合は、さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿に登録された診断資格者が行ったものが対象です。

木造以外の住宅の場合は、建築士事務所に所属する建築士で登録資格者講習を修了した者が行ったものが対象です。

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱に沿った耐震診断を行います。

助成の対象者

対象となる住宅を所有している方 又はその2親等以内の親族で、建替え後の新たな建築物に居住する方が対象です。

申請者以外に所有者がいる場合は全員の承諾が必要となります。

助成の金額

① $\text{除却する建築物の床面積} \times 34,100 \text{円/m}^2 \times 23\%$ （千円未満は切り捨て）

② $\text{建替え工事の費用} \times 23\%$ （千円未満は切り捨て）

※ ① または ② の額の低いもので60万円から補強設計に対する助成金額を差し引いた額が限度となります。

※ 非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3階建て以上のものは180万円から補強設計に対する助成金額を差し引いた額が上限です。

助成の対象期間

4月1日以後に申請、同じ年度の1月31日までに工事を完了して、『建替え工事実績報告書（様式第21号）』を提出していただきます。

◎ 助成金の交付申請を行う前に、建替え工事（解体工事を含む）に着手してしまうと、助成は受けられませんのでご注意ください。

※ 予算の枠に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。事前にご連絡ください。

3

申請の手続について

(1) 申請前の手続

1. 耐震診断を行う

- ・耐震診断の結果が、「倒壊の可能性が高い※」と判定された戸建て住宅
※ 木造住宅：上部構造評点、又はlw（構造耐震指標）の値が0.7未満相当
木造以外の住宅：ls（構造耐震指標）の値が0.3未満相当
- ・まずは住宅の耐震診断を受ける必要があります。
耐震診断については、さいたま市の「耐震診断助成制度」、木造の場合は無料の「耐震診断員派遣制度」をご利用いただくことができます。

※耐震診断は、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法（略算法又は精算法）又は精密診断法など、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年 国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価するための耐震診断を行ってください。

※木造住宅については、さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿に登録された『耐震診断資格者』が、木造以外の住宅については、建築士事務所に所属する建築士が行うものとします。

※「建替え工事助成」以外に、耐震診断の結果が「倒壊の可能性ある」と診断された住宅は、さいたま市の「耐震補強設計・耐震補強工事助成制度」又は 木造の場合「耐震シェルター等助成制度」がご利用いただけます。

2. 建替え工事の検討

- ・新築する住宅の計画を作成し、さいたま市又は指定確認検査機関に確認申請を行い、確認済証を取得します。
 - ・新築する住宅は戸建て住宅※に限ります。
 - ・新築する住宅は土砂災害特別警戒区域外に建築する必要があります。
 - ・事業者建替え工事費の内訳書（見積書）を作成してもらいます。
- ※ 延べ面積の2分の1以上を住居としているもの（兼用住宅）を含みます
2戸の長屋で親族のみで居住するものを含みます

(2) 助成金の交付申請手続き

1. 助成金交付申請

ご提出していただく書類は次のとおりです。必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。助成条件に適合しているか確認します。

提出書類	備 考
建替え工事助成金交付申請書	様式第16号
新築する住宅の確認済証と確認申請書の写し	確認申請書の写しは、第1面～第6面
建替え工事費内訳書	解体工事を含み建替え工事に要する費用全て
既存住宅の現況写真	
助成金額算定書	取扱い様式第3-2号
申請者が所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類	申請者が所有者と異なる場合に限る。 住民票の写し、戸籍謄本など
承諾書	申請者以外に所有者がいる場合に限る。 取扱い様式第2号
壁量等の基準の見直しに伴う構造安全性が確認できる書類	新築する住宅が木造建築物の場合に限る。
■ 耐震診断助成金の交付申請をしている場合に省略できる書類。 ※無料でできる耐震診断をご利用の方は提出が必要となります。	
除却住宅の登記事項証明書、納税通知書など	助成対象住宅の所有者と建築時期が確認できる書類
除却住宅の配置図及び平面図	助成対象建築物の位置及び面積を表示すること。
耐震診断等報告書の写し	
消費税等仕入控除不適用申出書 (「よくある質問(2) Q8」p7参照)	申請者が消費税等仕入控除を行わない場合に限る。 様式第27号

申請していただいた内容を審査し、助成を決定したときは「建替え工事助成金交付決定通知書」を申請者に郵送いたします。

※この交付決定通知書(様式第2号)は、助成金の支払い及び額を確定したものではありません。

その後、必要な手続きなどが行われなかった場合、その他要綱に違反した場合などは、助成金は支払われませんのでご注意ください。

2. 交付決定・工事着手

さいたま市より「建替え工事助成金交付決定通知書」が送付されましたら、建替え工事(解体工事を含む)に着手します。

※「建替え工事助成金交付決定通知書」を受ける前に建替え工事に着手した場合は、助成金をお支払いできませんのでご注意ください。

3. 除却工事の報告

解体工事が完了したら、建築総務課に「除却工事完了報告書(様式第20号)」と除却工事が完了したことが確認できる現地写真を提出します。

4. 完了検査

建替え工事が完了した時点で、さいたま市又は指定確認検査機関で建築基準法による完了検査を受け、検査済証を取得します。

5. 実績報告

申請年度の1月31日までに「建替え工事实績報告書（様式第21号）」を建築総務課に提出します。

添付書類

建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し

建替え工事の契約書等の写し（追加・変更分を含む。）

建替え工事に要した費用に係る領収書等の写し

居住の用に供することが確認できる書類（住民票の写し）

報告していただいた内容を審査し、助成金の額が確定した後に「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を郵送いたします。

◎ 期限までに建替え工事が完了しない場合や建替え工事の完了報告がない場合、助成金は支払われませんのでご注意ください。

6. 請求書の提出

「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を受理しましたら、助成金の請求を行ってください。「助成金交付請求書（様式第8号）」に必要事項をご記入いただき、受付窓口へご提出ください。

指定の口座に助成金が振り込まれます。

◎ 誤字については、訂正箇所には訂正印又はサインをしてください。修正液等は使わないようにしてください。

◎ 助成金額の欄については、誤字の訂正はできません。書き直しをお願いします。

◎ 請求書（様式第8号）がさいたま市に届きますと、約2～3週間後に指定の口座に助成金を振り込みます。

◎ 請求書（様式第8号）の銀行名欄は現在の銀行名を正確にご記入ください。

（3） 辞退・変更について

「建替え工事助成金交付決定通知書」を受けた後、やむを得ない理由で建替え工事を取りやめるときは、速やかに「助成金交付辞退届（様式第5号）」をご提出ください。既に着手している場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

また、助成金の申請の内容を変更しようとするときは、「建替え工事変更承認申請書（様式第18号）」に当該変更に係る書類を添付してご提出ください。

4

よくあるご質問

(1) 助成金交付申請

Q 1. 「全体（建替え工事以外の費用を含む）」と「建替え工事に要する費用」の違いってなんですか？

A 1. 「全体」は見積金額を消費税等含め、全て合算して記入してください。「建替え工事に要する費用」は全体の費用から設計料や申請手数料、直接本体工事や解体工事と関係のない外構工事などの費用を除いた後の消費税を含めた額を記入してください。

Q 2. 家の解体はいつから着手できますか？

A 2. 既存の住宅の解体は、助成金の交付決定通知書が発行されてからとなります。もし、交付決定通知書が発行される前に解体工事に着手してしまうと、助成金の対象外となってしまいますのでご注意ください。

Q 3. 申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか？

A 3. 通常は申請より1～2週間程度で交付決定通知を発行いたしますが、申請書の不備や添付資料が不足している場合には、更に時間を要することがございます。

Q 4. 登記上の建物所有者ではないのですが、助成金を申請するときは共有者承諾書が必要ですか？

A 4. 所有者の二親等以内であれば申請が出来ます。

その場合は、必ず戸籍謄本や住民票など、所有者の二親等以内ということがわかる書類と、建物を登記されている所有者全員から共有者承諾書に署名をいただいでください。

Q 5. 添付書類の『建物の登記事項証明書』は、いつ発行されたものであればよろしいでしょうか？

A 5. 申請日から概ね3か月以内に発行されたものでご提出ください。

Q 6. 建物の登記事項証明書以外の書類でも、所有者確認ができる書類とできますか。

A 6. 原則は、建物の登記事項証明書としていますが、建物が未登記である場合などは、納税通知書、インターネットの登記情報等で替えることができます。

Q7. 「2戸の長屋で親族のみで居住するもの」とは何ですか？

A7. 出入り口が2ヵ所あり、内部が壁などで完全に仕切られて建築内で行き来できない構造のものです。また、どちらの住戸も親族のみで居住するものです。なお、2戸の住戸まで共用廊下や共用階段があるものは共同住宅に該当します。

Q8. 消費税等仕入控除不適用申出書の提出が必要な場合は？

A8. 課税事業主とならない個人の方や、課税対象事業主で消費税等仕入控除を受けない場合（課税される仕入れに係わる消費税の控除を受けず納税している事業者）は消費税等仕入控除不適用申出書の提出が必要となります。

なお、申請時に申請対象事業費の消費税等相当額（申請事業費の10%）が仕入税額控除の対象となることが明らかな場合は、申請書の消費税等仕入控除額を記入し、消費税等仕入控除不適用申出書の提出は不要となります。

（2）除却工事の報告

Q1. 除却工事完了報告書はいつまでに提出をしないといけませんか？

A1. 既存の住宅の解体後1ヵ月以内にご提出ください。完了実績報告書のご提出時に、除却工事完了報告書が提出されていない場合、完了実績報告書の受付ができない場合がございますので、ご注意ください。

Q2. 現地写真ってどんなものですか？

A2. 既存の住宅が解体された後の更地の写真となります。遠景と近景で撮られた写真があるとわかりやすいです。

（3）実績報告

Q1. 建築確認が変更になりましたが、問題ありませんか？

A1. 建築確認の計画変更を行った場合には、市へ提出した建築確認から変更のあった部分を確認するため、変更の建築確認及び申請書（1～6面）を完了実績報告書の提出時に添付してください。

Q2. 契約書と領収書はどんなものが必要ですか？

A2. 契約書は解体工事と新築工事一番最初の契約（原契約）と変更契約書及び契約書を交わさずに追加された工事、解体工事の注文書等を全てご用意ください。領収書に関しては、最終的な精算額がわかるような領収書を全てご用意ください。契約書等で確認できる工事発注金額の合計と領収額の合計が同額となるようご確認ください。

Q 3. 領収書がありません。他に代用できるものはありますか？

A 3. 領収書の代わりとしてご利用いただけるのは、銀行等で振り込みをしたことが確認できる書類や、請負業者の社判の押印されている精算書等がございます。

Q 4. 『申請者の居住の用に供することが確認できる書類』とは具体的にどのような書類になりますか？

A 4. 主に『住民票の写し』をご提出いただいております。また、『住民票の写し』が発行される日付についてですが、完成後の居住を確認するため、当該住宅の検査済証が発行された日付以降に発行された『住民票の写し』である必要がございますので、ご注意ください。

(4) 請求書の提出

Q 1. 請求書はいつ提出すればいいですか？

A 1. 実績報告書を提出していただいた後、市より助成金交付額確定通知書と助成金交付請求書が送付されますので、助成金交付請求書へ振込先口座情報等をご記入の上、ご提出ください。手引き等にある請求書も同様にご利用いただけますが、口座の名義や番号等の誤記が非常に多く見受けられますのでご注意ください。

また、助成金交付請求書は申請年度の3月末までにご提出していただく必要があります。

(5) 耐震診断者の要件

Q 1. 「さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿」とは何ですか？

A 1. さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱第 4 条の規定に基づき登録された建築士が掲載された名簿です。

Q 2. 「登録資格者講習を修了した者」とは何ですか？

A 2. 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する、国等や日本建築防災協会が実施する登録資格者講習を修了した一級建築士、二級建築士、木造建築士のことです。

5 記入例・様式

【記入例】

- ・ 建替え工事助成金交付申請書（様式第 16 号）
- ・ 消費税等仕入控除不適用申出書（様式第 27 号）
- ・ 建替え工事实績報告書（様式第 21 号）

【様 式】

- ・ 建替え工事助成金交付申請書（様式第 16 号）
- ・ 助成金の算定書（取扱い様式第 3－2 号）
- ・ 承諾書（取扱い様式第 2 号）
- ・ 消費税等仕入控除不適用申出書（様式第 27 号）
- ・ 除却工事完了報告書（様式第 20 号）
- ・ 建替え工事实績報告書（様式第 21 号）

* 温度変化によりインクが透明になる特殊な性質をもったインクを使用している
筆記用具で記入した申請書等は、認められませんので使用しないでください。

記入例

- ・所有者（戸建て住宅の場合は所有者から2親等以内の方）が申請します。
- ・建替え工事の契約者と申請者は同一の方としてください。

様式第16号（第38条関係）

（第1面）

建替え工事助成金交付申請書

令和4年 10月 1日

（宛先）さいたま市長

- ・既存建築物（除却する住宅）の概要を記入してください。
- ・2、3に関しては・助成金を受けている場合に記入してください。（耐震診断員派遣の場合は記入不要）

郵便番号 330-9588
住 所 さいたま市浦和区常盤6-4-4
電 話 048-829-1982
（フリガナ） サイトマ イチロウ
氏 名 さいたま 市郎

建替え工事に係る助成金の交付を受けたいとします。

住所と地番が異なる場合は、地番を（ ）書きで併記してください。

1 対象建築物（除却する建築物）の概要

建物名称	（戸建て住宅の場合は不要）		
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4（地番1-1）		
用途	戸建ての住宅	階 数	地上 2 階／地下 階
構 造	木 造、一部 造	延べ面積	66.00㎡
建築確認	昭和 48年 2月 31日 第 1234 号		
工事着手日	昭和 48年 4月 日（除却する建築物の新築工事に着手した日付）		
第4条の規定による耐震診断の評点	0.41		

2 耐震診断に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

耐震診断	令和 3年 12月 21日付け 建南建指第21-999号
------	------------------------------

3 耐震補強設計に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

耐震補強設計	年 月 日付け 第 号
助成金交付額	円

4 建替え工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の番号

建築確認	令和 4年 9月 25日付け R04 確認建築さいたま 01234 号
------	-------------------------------------

- ・新築する住宅の建築確認の日付番号を記入します。

- ・新築する住宅の工事施工者を記入します。
- ・確認申請の施工者と同じ内容になるように記入してください。

(第2面)

5 建替え工事の概要

工事施工者	商号又は名称	さいたまシティ建設株式会社
	代表者の氏名	大浦 岩与
	建設業の許可番号	(般-30) 第 1234 号
	所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4
	電話番号	048-829-1539
工事費用	全体(建替え工事以外の費用を含む)	26,250,000 円
	建替え工事に要する費用	22,500,000 円
	上記の費用に係る消費税等仕入控除税額	円
	助成金申請額(消費税等仕入控除税額を除いた額)	517,000 円
予定日	建替え工事(除却工事)着手予定年月日	令和4年10月14日
	建替え工事完了予定年月日	令和5年1月25日

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

6 添付書類

- ☒ 建替え工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証(同項に規定する確認申請書(図書を除く。)を含む。)の写し
 - ☒ 建替え工事費内訳書
 - ☒ 現況写真
 - ☒ 助成金額の算定書
 - ☒ 建替え工事の実施について、所有者の合意があることを証する書類
 - ☐ 所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類(戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。)
 - ☐ 緊急輸送道路閉塞建築物の場合においては、当該緊急輸送道路閉塞建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等
 - ☒ 省エネ基準に適合することを証する書類
- 耐震診断に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類(提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要)
- ☒ 除却する建築物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類

○工事費用について

- ・「全体」は見積金額を全て合算して記入してください。
- ・「建替え工事に要する費用」は全体の費用から設計料や申請手数料などの直接工事と係らない費用を除いた額を記入してください。
- ・「助成金申請額」に算定書で計算した助成金の額を記入します。

○消費税等仕入控除税額について

原則、課税対象事業者が申請者の場合は記入してください。記載する額は、耐震診断に要する費用の消費税額等となります。

尚、事業者でない個人、消費税仕入控除を受けない課税対象事業者の場合、記載は不要となり申請額の減額はありますが、「消費税等仕入控除不適用申出書」の提出が必要となります。

記入例

令和4年10月 1日

(宛先) さいたま市長

郵便番号 330-9588

住 所 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1539

(フリガナ) サイタマ イチロウ

氏 名 さいたま 市郎

消費税等仕入控除不適用申出書

次の対象建築物に係る助成対象事業に要する費用について、消費税法の規定による仕入れに
費税額の控除を受けませんので、その旨を申し出ます。

なお、事業の完了までに、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けること
た場合は、速やかに市長に報告します。

また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告を行
います。

対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (地番1-1)		
用途	一戸建ての住宅	階数	地上2階/地下 階
構造	木造、一部 造	延べ面積	66.00 m ²
助成事業の 内容	①耐震診断 ②マンション簡易診断 ③耐震補強設計 ④耐震補強工事 ⑤建替え工事 ⑥除却工事		

理由 消費税法の規定による消費税額の仕入税額の控除を行わない理由について、該当する項目
を指示すること。

☒ 消費税法における納税義務者でない。

※課税対象事業者でない個人や、課税資産の譲渡等
(有償で区分所有者以外に駐車場や会議室の貸出
を行う等)を行わないマンション管理組合等

☐ 消費税法第9条第1項の納付義務の免除者であり、かつ、同法第9条第4項に基づき、
第9条第1項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。

※課税売上高1,000万円以下の小規模事業者で、消費税課税事業者選択届出書を提出していない事業者

☐ 簡易課税事業者であり、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した事業者で
ある。

※課税売上高5,000万円以下の中小事業者で、消費税簡易課税制度選択届出書を提出している事業者

☐ 上記の3項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、控
除に含めない。

※ここにチェックが入る場合は、以下の場合などが考えられます。

- ・消費税法別表第3に掲げる法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、
社会福祉法人、宗教法人等）で、同法第60条4項の規定が適用される、特定収入割合が5%を超える場合
- ・同法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例配分方式により全額控除とならない場合。

個人の方で課税対象事業
を行っていない場合は、

□消費税法における納税義
務者でない。

「消費税仕入控除制度」

各取引の段階において、二重、
三重に消費税が課されないよ
う、税の累計を排除するため
に事業者の納付税額の計算に当
たり、その段階で課された消費
税額を控除する制度。事業者が
申告・納付する消費税額は、原則
その課税期間中に課税売上の消
費税額から課税仕入等の消費
税額を控除して計算することにな
ります。(課税仕入の消費税額が
課税売上の消費税額を上回る場
合は控除不足分還付あり)

図2 消費税の課税・仕入税額控除のイメージ（補助金の交付を受けていた場合）



消費税の仕入税額控除制度

消費税納付額 25 千円 (=100 千円-75 千円 (62.5
千円はCの仮払消費税、12.5 千円は補助金充当分)
となり、12.5 千円分についても控除されて、Cの利
益とすることは適当ではないため国庫への返還が
必要。

建替え工事实績報告書

令和5年 1月 25日

(宛先) さいたま市長

・現在の住所（住民票と同一）及び電話番号等を記入してください。

郵便番号 330-9588

住 所 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1982

(フリガナ) サイタマ イチロウ

氏 名 さいたま 市郎

次のとおり助成金交付決定通知及び変更承認通知を受けた建替え工事が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知及び変更承認通知

建替え工事助成金 交付決定通知番号	令和4年10月14日付け 建建建総第22-0000号
建替え工事 変更承認通知番号	年 月 日付け 第 号

2 建替え工事実施期間（解体工事の着手から完了検査済までの期日）

着 手 年 月 日	令和 4 年 10 月 14 日
完 了 年 月 日	令和 5 年 1 月 25 日

3 建替え工事に要した費用

26,250,000 円

4 助成金交付決定時又は変更承認時の助成金交付決定額

517,000 円

5 消費税等仕入控除税額

（交付申請時又は変更承認申請から時から金額に変更がある場合は、下段の括弧内に変更前の金額を記入してください。）

円 ・ ・ ・ a

(円) ・ ・ ・ b

変更がある場合の差額 (a - b)

円 ・ ・ ・ c

6 消費税等仕入控除税額の変更により、増減額 (4 - c)

7 添付書類（各1部）

- ☒ 建築基準法第7条第5項に規定する書類（図面等）
☒ 契約書等の写し（変更・追加分を含む）
☒ 領収書等の写し
☒ 申請者の居住の用に供することが確認できる書類（戸建て住宅に限る。）
☐ その他（ ）

・提出する契約書・領収書（解体工事・新築工事の変更分も含む全て）と整合するようにしてください。

・契約書、領収書は「解体」「新築」のものをすべて添付してください。

様式第16号（第38条関係）

（第1面）

建替え工事助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

建替え工事に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 対象建築物（除却する建築物）の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 区		
用途		階 数	地上 階／地下 階
構造	造、一部 造	延べ面積	m ²
建築確認	昭和 年 月 日 第 号		
工事着手日	年 月 日（除却する建築物の新築工事に着手した日付）		
第4条の規定による耐震診断の評点			

2 耐震診断に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

耐震診断	年 月 日付け 第 号
------	-------------

3 耐震補強設計に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

耐震補強設計	年 月 日付け 第 号
助成金交付額	円

4 建替え工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の番号

建築確認	年 月 日付け 第 号
------	-------------

5 建替え工事の概要

工事 施工 者	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	建設業の許可番号	()	第	号
	所在地			
	電話番号			
工事費用	全体（建替え工事以外の費用を含む）	円		
	建替え工事に要する費用	円		
	上記の費用に係る消費税等仕入控除税額	円		
	助成金申請額（消費税等仕入控除税額を除いた額）	円		
予 定 日	建替え工事（除却工事）着手予定年月日	年	月	日
	建替え工事完了予定年月日	年	月	日

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

6 添付書類

- ☐ 建替え工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証（同項に規定する確認申請書（図書を除く。）を含む。）の写し
- ☐ 建替え工事費内訳書
- ☐ 現況写真
- ☐ 助成金額の算定書
- ☐ 建替え工事の実施について、所有者の合意があることを証する書類
- ☐ 所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類（戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。）
- ☐ 緊急輸送道路閉塞建築物の場合においては、当該緊急輸送道路閉塞建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等

耐震診断に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類（提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要）

- ☐ 除却する建築物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類
- ☐ 除却する建築物の配置図・各階平面図（建築物の位置と面積を表示すること。）
- ☐ 法人の登記事項証明書（建築物の所有者が法人の場合に限る。）
- ☐ 区分所有者の代表の者が確認できる書類（区分所有建築物に限る。）
- ☐ 耐震診断報告書の写し
- ☐ 耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）
- ☐ 消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）（当該助成事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合。）

注 ☐ 壁量等の基準の見直しに伴う構造安全性が確認できる書類（木造建築物を整備する場合に限る。）

助成金額の算定書

建替え工事（戸建て住宅）

建替え工事に要する費用	(a) 円
既存建築物の延べ床面積 34,100円 × m² = 工事費用の限度額 (b) 円	
(a)と(b)の小さい額 円 × 23% = (c) 円 (千円未満切捨て)	
耐震補強設計の助成金額 600,000円 - 円 = 助成金限度額 (d) 円 (※に該当する場合は 1,800,000円)	
(c)と(d)の小さい額 円	

※ 非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当し、地階を除く階数が3階以上

年 月 日

(あて先) さいたま市長

(1) 助成金の申請を行う者

住所

氏名

(2) 助成金の対象建築物の所在地

さいたま市 区

承 諾 書

(2)の建築物の所有者（登記の有無に関わらず）全員の間において、さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱に基づき（①耐震診断 ・ ②マンション簡易診断 ・ ③耐震補強設計 ・ ④耐震補強工事 ・ ⑤建替え工事 ・ ⑥除却工事）を実施することについて合意したところであり、助成金の申請を行う者以外の建築物の所有者である私（私たち）は、(1)の者が助成金の交付を受けることについて承諾します。

(3) 助成金の申請を行う者以外の建築物の所有者

① 日付 年 月 日

住所

氏名

② 日付 年 月 日

住所

氏名

③ 日付 年 月 日

住所

氏名

(共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方の住所、氏名を別紙に記載し、添付してください。)

注) 氏名が印字の場合には押印してください。

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

消費税等仕入控除不適用申出書

次の対象建築物に係る助成対象事業に要する費用について、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けませんので、その旨を申し出ます。

なお、事業の完了までに、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けることになった場合は、速やかに市長に報告します。

また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告を行います。

対象建築物の概要

建物名称	（戸建て住宅の場合は不要）		
所在地	さいたま市 区		
用途		階 数	地上 階／地下 階
構造	造、一部 造	延べ面積	m ²
助成事業の内容	①耐震診断 ②マンション簡易診断 ③耐震補強設計 ④耐震補強工事 ⑤建替え工事 ⑥除却工事		

理由 消費税法の規定による消費税額の仕入税額の控除を行わない理由について、該当する項目を選択すること。

- ☐ 消費税法における納税義務者でない。
- ☐ 消費税法第 9 条第 1 項の納付義務の免除者であり、かつ、同法第 9 条第 4 項に基づき、同法第 9 条第 1 項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。
- ☐ 簡易課税事業者であり、消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書を提出した事業者である。
- ☐ 上記の 3 項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、控除対象に含めない。

注

除却工事完了報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定通知を受けた建築物の除却工事が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 除却工事実施期間

着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

2 転居先（仮住まい）

住 所	
電 話	

3 添付書類

- ☐ 現地写真（除却後の状況写真）
- ☐ その他（ ）

注

建替え工事实績報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

次のとおり助成金交付決定通知及び変更承認通知を受けた建替え工事が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知及び変更承認通知

建替え工事助成金 交付決定通知番号	年 月 日付け 第 号
建替え工事 変更承認通知番号	年 月 日付け 第 号

2 建替え工事実施期間（解体工事の着手から完了検査済までの期日）

着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

3 建替え工事に要した費用

円

4 助成金交付決定時又は変更承認時の助成金交付決定額

円

5 消費税等仕入控除税額

（交付申請時又は変更承認申請から時から金額に変更がある場合は、下段の括弧内に変更前の金額を記入してください。）

円 . . . a

（ 円 ） . . . b

変更がある場合の差額（a－b） 円 . . . c

6 消費税等仕入控除税額の変更により、助成金交付決定額から変更となった金額

（4－c） 円

7 添付書類（各1部）

- ☐ 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- ☐ 契約書等の写し（変更・追加分を含む）
- ☐ 領収書等の写し
- ☐ 申請者の居住の用に供することが確認できる書類（戸建て住宅に限る。）
- ☐ その他（ ）

注

建替え工事助成申請受付窓口・制度に関するお問い合わせ

さいたま市役所 建築総務課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1539

FAX 048-829-1982

耐震診断助成・耐震補強工事助成の受付窓口

【 西区 北区 大宮区 見沼区 岩槻区 】

北部建設事務所 建築指導課

〒330-8501

さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1

TEL 048-646-3235

FAX 048-646-3268

【 中央区 桜区 浦和区 南区 緑区 】

南部建設事務所 建築指導課

〒338-8686

さいたま市中央区下落合 5-7-10

TEL 048-840-6236

FAX 048-840-6267

申請書のダウンロード等

さいたま市ホームページ

<https://www.city.saitama.jp/index.html>

耐震補強等助成事業（戸建住宅の建替え工事）

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p022086.html>

